

「第一種動物取扱業登録後の遵守事項」

A 標識・識別章の掲示と広告の表示規制

1. 事業所内の公衆の見やすい場所（顧客の出入口など）に、標識（様式第9）を掲示しなければなりません。登録証でも代替可能です。標識には①氏名または名称（法人）、②事業所の名称、③事業所の所在地、④業の種別、⑤登録番号、⑥登録年月日、⑦有効期限の末日、⑧動物取扱責任者の記載が必要です。
2. 事業所以外の場所で営業をする場合は、顧客と接する全ての職員が、胸部等の見やすい位置に、第一種動物取扱業者識別章（いわゆる名札。様式第10）を掲示しなければなりません。識別章には上記①～⑦の記載が必要です。
3. 紙面、インターネットなどあらゆる媒体で広告（HPを含む）を表示する場合、上記①～⑧の記載が必要です。販売する動物の写真等を掲載する場合は、販売用の展示項目の記載が別途必要です。

B 飼養施設の構造、規模、管理基準

1. 飼養施設にはケージ等（おり、かご、水槽等）、照明設備、給水設備、排水設備、洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄する洗浄槽等）、消毒設備（消毒薬噴霧装置等）、廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備（屋外施設を除く）、遮光等の設備、訓練業にあたっては訓練場が必要です。
2. 飼養施設は次のような構造である必要があります。
 - ・ねずみ、はえ、蚊、ノミその他の衛生動物の侵入を防止できる構造。
 - ・床、内壁、天井、付属設備の清掃が容易である構造。
 - ・動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止できる構造。
 - ・施設・設備が事業実施に必要な規模であること。
 - ・飼養または保管に係る作業の実施に必要な空間が確保されていること。
3. ケージ等の構造は次のような構造である必要があります。
 - ・耐水性があり洗浄可能で、底面は糞尿等が漏れいしないものであること。
 - ・常時、通気が確保され、内部を外部から見通すことのできる構造であること。
（傷病動物である等特別の事情がある場合を除く）
 - ・衝撃による転倒の防止措置が講じられていること。
 - ・取り扱う動物の種類・数に見合った構造・規模であること。

C 飼養施設の管理

1. 定期的な清掃、消毒、汚物等の適切な処理を実施し、清潔に保ってください。
2. 1日1回以上巡回し、保守点検をしてください。
3. 清掃、消毒、保守点検の実施状況について台帳（参考様式第9）に記録し、これを5年間保管してください。

ださい。

4. 動物の鳴き声、臭気、被毛等により周辺的生活環境を著しく損なわないよう、施設の開口部を適切に管理してください。必要に応じて、防音設備や脱臭装置、空気清浄機、汚物用の密閉容器等を設置してください。
5. 衛生動物の侵入を防止又は駆除してください。
6. 動物の逸走を防止するため、飼養施設に必要な措置を実施し、また必要に応じて施設等を行ってください。

D 設備の管理等

1. ケージ等は次のような物を使用してください。
 - ・個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常の動作を行える広さと空間を有するもの
 - ・突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないもの
 - ・給餌、給水器具、動物の生態および習性に応じて遊具、止まり木、砂場、水浴びや休息ができる設備を備えるもの
2. ケージ等には、糞尿の受け皿を備えるか、床敷きを敷いてください。また1日1回以上清掃を行い、残さや汚物等を適切に処理してください。
3. 保管業者、訓練業者は、動物を搬出するたびにケージ等を清掃・消毒してください。

E. 動物の管理

(1)動物の飼養または保管

1. 飼養施設の構造、規模、職員数に見合った動物種、数を扱ってください。
2. ケージ等の外で飼養または保管する場合は、管理を徹底してください。
3. ケージ等に入れる動物の数は、構造・規模に見合ったものにしてください。
4. 異種または複数の動物の飼養または保管をする場合は、ケージ等の構造・配置や同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争が発生しないようにしてください。
5. 幼齢な犬猫等の社会化を必要とする動物は、育成と社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養保管してください。
6. 保管業者、訓練業者、競りあっせん業者は、顧客の動物を個々に収容してください。
7. 温度、明るさ、換気、湿度等を確保し、騒音を防止するよう飼養保管環境を管理してください。
8. 動物の種類、数、発育状況、健康状態、飼育環境に応じて適切な給餌・給水を行ってください。
9. 運動が困難なケージ等で飼養または保管をする場合は、動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けてください。
10. 長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じて展示を行わない時間を設けてください。

11. 演芸や訓練をする場合には、過酷なものとならないようにしてください。
12. 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理してください。
13. 鳴き声、臭気等で生活環境への影響が生じない
14. 逸走時に備えて、捕獲体制の整備や、個体識別の実施等を行ってください。
15. 野生由来の動物(エキゾチックアニマル)を取り扱う場合は、その生理、生態、習性を踏まえて、適切な種の選択と必要に応じた馴化措置を行ってください。

(2)動物の疾病等に係る措置

1. 取り扱う動物の健康状態を日常的に確認してください。
2. 新たな動物を飼養施設に導入する場合、健康状態を確認し、必要に応じてほかの動物から隔離してください。
3. 疾病および傷害の予防、寄生虫の寄生の予防または駆除等の日常的な健康管理を行ってください。
4. 疾病予防のため、必要に応じてワクチン接種を行ってください。
5. 疾病にかかったり、傷害を負った場合は、速やかに必要な処置を行い、必要に応じて獣医師の診療を受けさせてください。

(3)動物の繁殖

1. 遺伝子疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物や組合せ、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖させないでください。
2. 母体への負担、施設の構造や規模等、職員数を考慮し、適切な回数の繁殖を行ってください。必要に応じて、繁殖を制限する措置を講じてください。
3. 繁殖の実施状況について台帳(参考様式第10)に記録し、これを5年間保存してください。

(4)動物の輸送

1. 輸送設備は、次のようなものを使用してください。
 - ・確実な固定等により衝撃による転倒が防止されるもの。
 - ・個々の動物が日常的な動作を行う十分な広さ、空間を有すること。
 - ・常時、動物の状態を目視により確認できるもの。(航空輸送中を除く)
2. 輸送する動物の種類・数は、輸送従事者の数に見合ったものにしてください。
3. 動物に適した温度、明るさ、換気、湿度等を確保してください。
4. 輸送時間はできる限り短くし、必要に応じて休息または運動の時間を確保してください。
5. 衛生管理、事故および逸走の防止、周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じてください。

(5)動物の顧客との接触や引き渡し

1. 夜間(午後8時から午前8時)に犬猫を顧客に展示、接触、譲り渡し、引き渡しすることは禁止されています。特定成猫(生後1年以上であり、休息設備に自由に移動できる状態で展示されている猫)の場合は、事業所ごとの1日の展示時間が12時間を超えなければ、午後10時まで展示することができます。
2. 顧客等の危害・感染症防止のため、動物の接触方法を指導し、動物に適度な休息を与えてください。
3. 顧客等が動物にみだりに食物を与えないよう必要な措置を講じてください。

(6)販売用の展示

1. 販売しているすべての動物を顧客が目視や写真等により確認できるようにしてください。
2. 動物ごとに、①品種等の名称、②性成熟時等の標準体重、標準体長等の体の大きさに係る情報、③性別、④生年月日、⑤生産地等、⑥所有者の氏名(所有していない動物を販売する場合)を顧客から見やすい位置に表示してください。

(7)その他

1. 災害時における動物の健康および安全の確保、人への危害防止について、平時より対策を講じてください。

F 販売業者、貸出し業者の業務の実施の方法

1. 哺乳類を販売する場合は、離乳し自力で餌を食べられる状態の動物を販売してください。また、生後56日(平成28年9月1日から、法で定める日までは49日)を経過していない幼齢犬猫の販売は禁止されています。
2. 環境の変化や輸送に対し十分な耐性が備わっている動物を販売または貸出ししてください。
3. 販売または貸出しの前に、2日間以上その状態(下痢、嘔吐、四肢の麻痺等外見上明らかなもの)を目視で確認し、健康上に問題がないか確認してください。
4. 販売の契約前に、顧客に動物の現在の状況を現物確認させてください。カメラ等を使用した動画による確認は現物確認としては認められていません。
5. 販売の契約前に、顧客に対して以下①～⑱の事項を記載した書面を交付し、販売動物についての情報提供を行い、対面説明をしてください。(相手が第一種動物取扱業者の場合は②～⑩は必要に応じて説明すれば書面を省略することができます。)
 - ①品種等の名称
 - ②性成熟時の標準体重、標準体長、その他の体の大きさに係る情報
 - ③平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - ④飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

- ⑤適切な給餌・給水方法
 - ⑥適切な運動・休養方法
 - ⑦主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - ⑧不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に限る)
 - ⑨⑧にあげるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置
 - ⑩遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ⑪性別の判定結果
 - ⑫生年月日(輸入された動物で不明の場合は推定生年月日と輸入年月日)
 - ⑬不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に限る)
 - ⑭繁殖を行った者の氏名または名称と、登録番号または所在地(輸入された動物で不明の場合は輸出者の氏名又は名称と所在地。譲渡された動物で不明の場合は譲渡者の氏名又は名称と所在地。)
 - ⑮所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る)
 - ⑯当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
 - ⑰当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に限る)
 - ⑱①～⑰のほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
6. 販売にあたって、5. の情報提供を受けたことについて、顧客に署名等による確認をしてください。
7. 販売にあたって、飼養・保管している間の疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る獣医師が発行した証明書を顧客に交付してください。また、動物の仕入れ先から受け取った証明書がある場合は顧客に交付してください。
8. 貸出しの契約前に、顧客に対して以下①～⑩の情報を提供してください。
- ①品種等の名称
 - ②飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ③適切な給餌・給水方法
 - ④適切な運動・休養方法
 - ⑤主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - ⑥遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ⑦性別の判定結果
 - ⑧不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に限る)
 - ⑨当該動物のワクチンの接種状況
 - ⑩①～⑨のほか、当該動物の適正な飼養または保管に必要な事項
9. 販売または貸出しにあたって、確認および説明の実施状況について台帳(様式第11)に記録し、これを5年間保存してください。犬猫等販売業者の場合は、個体管理帳簿で代用できます。

G 犬猫等販売業者にかかる規制

1. 犬猫等健康安全計画を遵守し、その業務を行ってください。
2. 生後56日(平成28年9月1日から、法で定める日までは49日)を経過していない幼齢犬猫の販売のための展示や引き渡しは禁止されています。
3. 所有する犬猫の個体ごとに、個体管理帳簿を備え、次の項目を記載し、5年間保存してください。
 - ①品種等の名称
 - ②繁殖者の氏名または名称、登録番号または所在地(輸入動物で不明の場合は輸出者の氏名または名称と所在地。譲渡動物で不明の場合は譲渡者の氏名または名称と所在地。)
 - ③生年月日(輸入動物で不明の場合は、推定生年月日と輸入年月日等)
 - ④所有した日
 - ⑤購入または譲り受けた動物の場合は、販売者または譲渡者の氏名または名称、登録番号または所在地
 - ⑥販売もしくは引渡しをした日
 - ⑦販売・引渡しをした相手方の氏名又は名称、登録番号または所在地
 - ⑧販売・引渡しをした相手方の法令遵守状況
 - ⑨販売を行った者の氏名
 - ⑩相手方への説明及び確認の実施状況
 - ⑪死亡した日と原因(飼養または保管中に死亡した場合に限る)
4. 毎年5月30日までに、犬猫等販売業者定期報告届出書(様式第11の2)を提出してください。記載事項は、①前年度4月1日(年度中に登録した場合は登録時)に所有していた犬猫の数、②前年度に新たに所有した犬猫の月毎の数、③前年度に販売または引渡しした犬猫の月毎の数、④前年度に死亡した犬猫の月毎の数、⑤前年度末3月31日に所有していた犬猫の数です。報告された犬猫の死亡状況に応じて、死亡した犬猫の検案書または死亡診断書の提出を命令することがあります。

H その他

1. 廃業等により、飼養または保管を継続することが困難になった場合は、譲渡等により終生飼養を確保してください。
2. 取引の相手方が関係法令に違反していないことを確認してください。取引状況を台帳(参考様式第11)に記録し、これを5年間保存してください。犬猫等販売業者の場合は、個体管理帳簿で代用できます。

I 台帳について

- 以下の台帳を整備し、5年間保存してください。必要な台帳は業種、飼養施設の有無、繁殖の有無により異なります。

業種および台帳の種類	犬猫の 販売	犬猫以外の 販売	展示	保管・訓練・ 他
飼養施設及び動物の点検状況記録台帳（参考様式第9） ※飼養施設を有する事業所に限る	○	○	○	○
取引状況記録台帳（参考様式第11）		○	○	○
繁殖実施状況記録台帳（参考様式第10） ※繁殖をさせる事業所に限る	○	○	○	
販売時における説明及び確認（貸出し時における情報提供）実施状況記録台帳（様式第11）		○		
個体管理帳簿	○			